

第 8 回 美郷町農業委員会議事録

開催年月日 令和元年 9 月 2 7 日

出席者	1. 菊池勇夫	2. 中野誠五	3. 甲斐奉文	4. 中田辰美
	5. 森田正春	6. 林田寿利	7. 柳田隆喜	8. 田野敏広
	9. 山口時義	10. 藤本政嗣	11. 黒木民徳	12. 藤田博文
	13. 菊田正光	14. 竹田親吏		

議事録署名人 6 番 林田 寿利 委員 7 番 柳田 隆喜 委員

開催時間 開会 AM 10:00 ~ 閉会

発言者	内 容
局長	<p>ご起立をお願いします。</p> <p>ただ今から、令和元年第 8 回美郷町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>一同、礼。</p> <p>お座りください。</p> <p>本日は 11 番黒木民徳委員より欠席届が出されております。ただ今の出席委員は 13 名であります。よって本日の総会は成立いたします。会長挨拶の後、美郷町農業委員会規則によりまして、会長が議長となり議事進行を行います。</p> <p>会長、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p><挨拶></p> <p>それでは日程表に従いまして、令和元年第 8 回総会を進行していきます。</p> <p>日程第 1、本日の議事録署名委員の指名をいたします。6 番林田寿利委員、7 番柳田隆喜委員、よろしくをお願いします。</p> <p>続いて日程第 2、会期の日程は本日 1 日といたしますがよろしいですか。</p> <p><異議なし></p> <p>異議なしと認め、会期は本日 1 日と決定します。</p> <p>それでは日程第 3、議案審議に移ります。</p> <p>議案第 19 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局の提案理由説明を求めます。</p>
局長	<p>2 ページをお開きください。議案第 19 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について。農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請があったので、承認</p>

を求める。令和元年 9 月 27 日提出、美郷町農業委員会会長 菊田正光。3 ページが対象農用地の位置図であります。受付番号 65 番と 66 番の 2 件となっております。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

4 ページをお開きください。受付番号は 65 番になります。申請人の譲受人が、日向市の 57 歳の方。譲渡人が、美郷町南郷神門の 80 歳の方です。申請地は、南郷神門字黒岩と字渡場瀬、田 8 筆、畑 6 筆、計 14 筆の 9,268 m²になります。申請理由は、贈与による所有権移転。利用計画は水稻他となっております。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、今のところ農地は所有しておりません。家畜はありません。家族総数 3 名の労力 3 名となっております。5 ～ 6 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

田野委員

8 番、田野です。譲受人は 80 歳と高齢で、前から息子さんに贈与を考えていたそうです。親子間の贈与ですので問題はありません。以上です。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 65 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 65 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 66 番の説明をお願いします。

事務局員

7 ページをお開きください。受付番号は 66 番です。申請人の譲受人が、美郷町南郷上渡川の 70 歳の方。譲渡人が、美郷町南郷上渡川の 66 歳の方です。申請地は、南郷上渡川字野畑、田 1 筆、94 m²になります。申請理由は、贈与による所有権移転。利用計画は、農業用施設用地となっております。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地のみの 5,050 m²。家畜はありません。家族総数 2 名の労力 2 名となっております。8 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

中田委員	<p>4 番、中田です。申請地は、譲受人と譲渡人の父親同士が、大分昔に売買をした土地だそうです。その時に登記をしていなかったため今回の申請になりました。現在は農業用倉庫が建っています。ご審議よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 66 番について質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので採決に移ります。受付番号 66 番に賛成の方の挙手を求めます。</p> <p><全員、挙手></p> <p>ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、議案第 20 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局の提案理由説明を求めます。</p>
局長	<p>9 ページをお開きください。議案第 20 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について。農地法第 4 条の規定による農地転用の許可申請があったので、承認を求める。令和元年 9 月 27 日提出、美郷町農業委員会会長 菊田正光。10 ページが対象農用地の位置図になります。受付番号は 67 番の 1 件のみですが、次の 5 条案件の 68 番が関連があり、内容的にそちらを先に説明したいのですが、いかがでしょうか。</p>
議長	<p>事務局から 4 条申請の 67 番と 5 条申請の 68 番が関連があるため、68 番を先に説明したいという提案ですが、どうでしょうか。</p> <p><異議なし></p> <p>異議なしということですので、事務局説明をお願いします。</p>
事務局員	<p>それでは 67 番・68 番関連がありますので、あわせて説明いたします。</p> <p>まず 17 ページをお開きください。農地法第 5 条、受付番号 68 番から説明いたします。申請人の譲受人が、美郷町北郷宇納間の 35 歳の方。譲渡人が、美郷町北郷宇納間の 67 歳の方です。申請地は、北郷宇納間字板木、畑 1 筆の一部、891 m²のうち 654 m²になります。申請理由は、平成 18 年 5 月に宅地への転用許可を受けた後、事業計画変更申請が必要なことを知らず、計画を変更して建築したため、改めて申請するものであります。転用後の用途は、宅地。契約内容の、譲渡の時期は許可後。転用の時期は、着手が平成 19 年 9 月、完了が平成 20 年 4 月になっています。18 ページが地籍集成図、19 ～ 20 ページが事業計画変更申請、21 ペー</p>

ジが始末書、22～23ページが現況写真となります。

続きまして11ページをお開きください。農地法第4条、受付番号67番の説明をいたします。申請人が、美郷町北郷宇納間の35歳の方です。申請地は、北郷宇納間字板木、畑1筆、269㎡になります。申請の理由は、先程述べたとおり、変更があり、申請地にまたがる形で建築したため改めて申請するものであります。転用後の用途は宅地。転用の時期は、先程と同じですすでに完了しております。12ページが地籍集成図、13ページが始末書、14ページが現況写真となっております。以上です。

議長 地区担当委員の説明をお願いします。

藤本委員 10番、藤本です。この土地は、以前はお茶が植わっているなだらかな傾斜のある畑でした。その茶畑を埋めあげて現在の宅地になりました。出来上がったものはどうしようもないと思っております。ご審議よろしく申し上げます。

議長 説明が終わりましたので、受付番号67番から審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

山口委員 いいですか。

議長 はい、どうぞ。

山口委員 9番、山口です。元の計画事業のときは農業委員会には提示せず、県に申請許可をもらうのですか。

議長 事務局、説明をお願いします。

事務局員 回答いたします。当初農業委員会にかかって県の許可も出しております。ただ当初計画と違う形で農地をまたがるように建設したため、今回正す形で追認申請となりました。当時は1つの農地内に建てる計画でした。

議長 他にありませんか。

柳田委員 はい。

議長 どうぞ。

柳田委員 7番、柳田です。順序よく説明していただけるとわかるんですが、農業委員会の転用許可が出たが、実際建てる時は、許可が出た以上の土地を使って計画を実施してしまった。だから今回は計画変更した分に許可をもらいたいということ

ですか。

事務局員

はい。

議長

はい、事務局、どうぞ。

事務局員

最初にこの話が出たときに、間違っ建ててしまった農地に対して許可を取ればいいと思っていました。ですが問い合わせたところ、元々許可が出ているところの 5 条申請も、もう一度計画を変更するために農業委員会に申請し、間違っ建てた農地についても、別途 4 条申請をしなければならないということです。非常にわかりづらくて申し訳ないのですが、書類上は今回のようになります。

議長

他にありませんか。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 67 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして関連説明のありました 68 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 68 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、議案第 21 号、農地法第 5 条による許可申請について、事務局の提案理由説明を求めます。

局長

15 ページをお開きください。議案第 21 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について。農地法第 5 条の規定による農地転用の許可申請あったので、承認を求める。令和元年 9 月 27 日提出、美郷町農業委員会会長 菊田正光。16 ページが対象農用地の位置図であります。受付番号は 68 番から 70 番の 3 件ですが、先程 68 番の説明は終わりましたので、69 番と 70 番について担当がご説明いたします。

事務局員	24 ページをお開きください。申請人の譲受人が、延岡市の丸誠電器。譲渡人が、日向市の 83 歳の方です。申請地は、北郷宇納間字松ケ原、田 3 筆、2,791 m ² になります。申請理由は、事業拡大のため、太陽光発電設備を設置するためとなっております。転用後の用途は、太陽光発電設備。契約内容は、申請書明細のとおりであります。転用の時期は、許可から半年以内となっております。25 ページが地籍集成図、26 ページが太陽光発電の設置図、27 ページが現況写真となります。以上です。
議長	地区担当委員の説明をお願いします。
菊池委員	1 番、菊池です。譲渡人は、高齢で日向市在住であります。申請地の近くに家が残っていて、今でも通ってきています。現在農業は出来ないということで、田もすべて貸しています。家の横にまとまった平らな土地があったため、今回の計画になったものと考えられます。ご審議をお願いします。
議長	説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 69 番について質疑のある方は挙手をお願いします。
林田委員	はい。
議長	どうぞ。
林田委員	6 番、林田です。現況写真を見ると田には見えませんが、何が植わっていたのですか。
菊池委員	シキミが植わっておりました。
議長	他にありませんか。
山口委員	はい。
議長	どうぞ。
山口委員	9 番、山口です。申請地の隣接地の地目を教えてください。
事務局員	はい、申請地の左側が宅地と一部畑、あとは山林となっております。
菊池委員	周囲に迷惑のかかるような場所ではありません。
山口委員	自分たちで管理できない土地は、今からこういう案件として増えるのではない

	か。
事務局員	農地法の中に、転用が出来る農地と出来ない農地と規定があります。農地法と農地法以外の法律での規制があります。申請されたものについては書類等を確認し問題ないとなれば、農業委員会の中で認めないということが言えません。転用できない農地というのは案件にはあがってきません。
山口委員	この 案件は貸付ですか。
事務局員	はい。今回の申請については 25 年間の貸付となっておりますが、太陽光発電用地に転用されますので、転用許可後、雑種地かなにかに地目に変更されるものと思われま。
議長	<p>他にありませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので採決に移ります。受付番号 69 番に賛成の方の挙手を求めます。</p> <p><全員、挙手></p> <p>ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 70 番の説明をお願いします。</p>
事務局員	28 ページをお開きください。受付番号は 70 番です。申請人の譲受人は、延岡市の丸誠電器。譲渡人は、美郷町北郷入下の 61 歳の方です。申請地は、北郷入下字小原、畑 1 筆、847 m ² になります。申請理由は、事業拡大のため、太陽光発電設備を設置するためとなっております。転用後の用途は、太陽光発電設備。契約内容は、申請書明細のとおりであります。転用の時期は、許可から半年以内に着手するとなっております。29 ページが地籍集成図、30 ページが配置図、31 ページが現況写真となります。以上です。
議長	地区担当委員の説明をお願いします。
柳田委員	7 番、柳田です。先程の 69 番とまったく同じ内容であります。申請地の近くに町有地があり、全体的に太陽光発電が設置されております。また昨年審議いただいて、すでに太陽光発電を設置している土地もあります。昨年の申請では農地を購入しておりましたが、今年からは借入という形に変わっています。周辺の法的な問題は無いか調査した結果、問題ないということでした。ご審議よろしくお願

議長	説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 70 番について質疑のある方は挙手をお願いします。
柳田委員	いいですか。
議長	どうぞ。
柳田委員	付則説明いたします。申請地には現在栗が植わっています。譲渡人は林業専門で、農業は田植えと稲刈りしかしておりません。親が高齢になり、栗畑の管理もうまく出来ていないのが現状であります。以上です。
議長	<p>質疑はありませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので採決に移ります。受付番号 70 番に賛成の方の挙手を求めます。</p> <p><全員、挙手></p> <p>ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。</p> <p>続きまして、議案第 22 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の提案理由説明を求めます。</p>
局長	<p>32 ページをお開きください。議案第 22 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の提出があったので、承認を求める。令和元年 9 月 27 日提出、美郷町農業委員会会長 菊田正光。33 ページが対象農用地の位置図であります。受付番号 71 番の 1 件となります。詳細は担当がご説明いたします。</p>
事務局員	<p>34 ページをお開きください。受付番号は 71 番です。利用権の設定を受ける者が、美郷町北郷宇納間の 40 歳の方。利用権を設定する者が、美郷町北郷宇納間の 85 歳の方です。利用権を設定する土地は、北郷宇納間字下角、田 2 筆、3,576 m²になります。利用権の種類は、使用貸借の設定。利用計画は水稻となっております。利用権の設定に伴う事項は、申請書明細のとおりであります。設定を受けるものの経営状況ですが、自作地・小作地あわせて 56,568 m²です。家族総数 3 名の労力 3 名。利用権設定区分は新規となりますが、以前は設定を受ける者の父親と契約しておりまして、案件的には更新となります。35 ページが地籍集成図になります。本案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているため、許可相当と考えます。以上です。</p>

議長	地区担当委員の説明をお願いします。
菊池委員	1 番、菊池です。設定を受ける者は、米主体の専業農家を父親から引き継ぎました。農作業の受託やハウス栽培など手広くやっている関係で、申請地周辺はほとんど借りて耕作しております。利用権を設定する者は、高齢でもまだまだ元気なのですが、膝を悪くして手術したため管理を任せているということです。ご審議よろしくをお願いします。
議長	<p>説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 71 番について質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので採決に移ります。受付番号 71 番に賛成の方の挙手を求めます。</p> <p><全員、挙手></p> <p>ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、報告第 9 号、農地改良届について、事務局の提案理由説明を求めます。</p>
局長	36 ページをお開きください。報告第 9 号、農地改良届について。農地改良届出書の提出があったので報告する。令和元年 9 月 27 日提出、美郷町農業委員会会長 菊田正光。詳細は担当がご説明いたします。
事務局員	<p>37 ページをお開きください。農地改良の種類が嵩上げ。理由が、繁茂している雑木を伐採し、良質の盛土材により農地の保全を行うとのことです。土地の所在は、南郷鬼神野字折立上原、畑 1 筆、420 m²。工事予定は、令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日となっております。地籍集成図、計画図、現況写真を添付しております。</p> <p>続きまして 41 ページです。農地改良の種類が嵩上げ。理由が、田が深くなりすぎて耕作が困難なため、盛土により地盤改良し農地の保全を図るとのことです。土地の所在は、南郷鬼神野字入田、田 1 筆、1,091 m²。工事予定は、令和元年 11 月 1 日から令和 2 年 10 月 31 日となっております。地籍集成図、計画図、現況写真を添付しております。南郷は以上です。</p>
事務局員	46 ページをお開きください。改良の種類は嵩上げ。湧き水により農機具の乗入や耕作が困難なため、盛土を行い安全かつ作業の効率を図るとのことです。土地の所在は、北郷宇納間字平山、畑 2 筆、3,758 m ² 。工事予定は、令和元年 10 月 20 日から令和 2 年 2 月 7 日となっております。隣地同意書、地籍集成図、位置図、

計画図、現況写真を添付しております。

続きまして 52 ページです。改良の種類は嵩上げ。理由は、湧き水により農機具の乗入や耕作が困難なため、盛土を行い安全かつ作業の効率を図るとのことです。土地の所在は、北郷宇納間字鹿猪谷、田 1 筆、813 ㎡。工事予定は、令和元年 9 月 24 日から令和 2 年 2 月 7 日となっております。

続きまして 54 ページです。改良の種類は嵩上げ。理由は、湧き水により農機具の乗入や耕作が困難なため、盛土を行い安全かつ作業の効率を図るとのことです。土地の所在は、北郷宇納間字鹿猪谷、田 1 筆、360 ㎡。工事予定は、令和元年 9 月 24 日から令和 2 年 2 月 7 日となっております。

続きまして 56 ページです。改良の種類は嵩上げ。理由は、湧き水により農機具の乗入や耕作が困難なため、盛土を行い安全かつ作業の効率を図るとのことです。土地の所在は、北郷宇納間字鹿猪谷、田 2 筆、831 ㎡。工事予定は、令和元年 9 月 24 日から令和 2 年 2 月 7 日となっております。隣地同意書、地籍集成図、位置図、現況写真を添付しております。以上です。

報告の説明が終わりました。

それではこれで、本日の議案の審議をすべて終了いたします。

ご起立をお願いいたします。

以上を持ちまして、令和元年第 8 回美郷町農業委員会総会を終了いたします。

一同、礼。

お疲れ様でした。

本会議の次第は議事録と相違ないことを証するためここに署名する。

美郷町農業委員会 会長 菊田 正光

美郷町農業委員会 委員 林田 寿利

美郷町農業委員会 委員 柳田 隆喜

局長

